

役員等の報酬規程

役員等の報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 同仁会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事・評議員及び監事をいう。

第2章 役員・評議員等の報酬

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円	実費

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費を支払うことができる。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円	実費

3 交通費は、その実費とする。

(役員及び評議員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費を支払うことができる。

2 代理理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により理事長報酬及び実費を支払うことができる。ただし、代理理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費を支払うこと

ができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費を支払うことができる。

5 交通費は実費弁償とする。

第3章 役員等出張

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	実 費	10,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員等)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

また、苦情対応第三者委員もこの規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年 9月 1日より適用する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日より適用する。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日より適用する。

附 則

この規程は、令和 5年 9月11日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実 費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	10,000円	円	
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	10,000円	円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	10,000円	円	
苦情対応第三者委員 (日額)	10,000円	円	